

市民税・県民税の申告と所得税の確定申告が始まります

市民税・県民税の申告は市役所で、所得税の確定申告は千葉西税務署で、いずれも2月2日(月)から3月16日(月)まで行われます。受付開始日から1週間前後や締め切り間際は、大変混み合いますのでご注意ください。

この特集のお問い合わせは、市民税課☎483-1151(代表)へ

市民税・県民税の申告 市役所市民税課 ☎483-1151(代表) 〒276-8501 八千代市大和田新田312-5

申告書の受け付け

- 日時 2月2日(月)～3月16日(月)
※土曜・日曜日、祝日を除く
午前8時30分～午後5時
- 場所 市役所第2別館
各支所・連絡所(提出のみ)
- 必要なもの(申告内容により異なります)
・収入や経費がわかる書類(源泉徴収票など)
・筆記用具、電卓、印鑑(認印可)
・社会保険料(国民年金保険料・介護保険料・健康保険料など)の支払証明書や領収書など
※国民年金保険料は控除証明書と領収書を持参
・医療費の領収書など ※事前に医療費の合計金額を集計してきてください
・生命保険料や地震保険料などの控除証明書
・障害者手帳、療育手帳など

市民税・県民税の申告が必要な人

- 所得税の確定申告をする人は、改めて市民税・県民税の申告をする必要はありません。確定申告の必要がない人で、下記に該当する場合は、市民税・県民税の申告が必要です。
- 27年1月1日現在、市内に住んでいる人で、次のいずれかに該当する人
 - ①勤務先から市へ給与支払報告書(源泉徴収票と同じ内容のもの)が提出されていない
※勤務先にご確認ください
 - ②年末調整済みの給与所得以外の所得の合計金額が20万円以下の人
 - ③雑損控除・医療費控除などの適用を受ける人
 - ④収入が公的年金等のみの人で、次に該当する人
・社会保険料控除・生命保険料控除・医療費控除などの源泉徴収票に記載のない所得控除の

適用を受ける人

- ・日本年金機構などに報告した扶養親族等申告書から、扶養控除・配偶者控除などの適用を変更する人
- ⑤遺族年金、障害年金などを受給している人
- ⑥26年中に収入がなかった人(被扶養者を除く)
※国民健康保険料などの算定に必要となります
- 市内に住んでいない人で、27年1月1日現在、市内に事業所・事務所または家屋敷を有する人

納付は便利な口座振替で

毎年、市民税・県民税を納付書で納付している人は、口座振替が便利です。手続きなどについては、市役所納税課☎483-1151(代表)へお問い合わせください。

所得税の確定申告

千葉西税務署 ☎043-274-2111(代表) 〒262-8502 千葉市花見川区武石町1-520

確定申告が必要な人

各種所得の合計金額から基礎控除やその他の所得控除を差し引いた額で計算した税額から、配当控除額や住宅ローン控除額などを差し引いて残額がある人は、確定申告が必要です。給与所得がある人は、次のケースに該当する場合などが対象です。

- ①給与の収入金額が2,000万円を超える人
- ②1か所から給与を受けている人で、各種の所得(給与所得・退職所得を除く)の合計金額が20万円を超える人
- ③給与を2か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計金額が20万円を超える人
- ④同族会社の役員などで、その会社から貸付金の利子、賃貸料、使用料などが支払われている人
- ⑤災害減免法により源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた人

公的年金等に係る確定申告

公的年金等の収入の合計金額が400万円以下で、かつ、公的年金等以外の所得の合計金額が20万円以下の場合、所得税の確定申告をする必要はありません。ただし、所得税の還付を受けるために確定申告書を提出することができます。

※確定申告が不要の場合でも、市民税・県民税において、生命保険料控除などの控除の適用を受けるために、別途、市民税・県民税の申告が必要になる場合があります

申告書は郵送でも提出できます

作成済みの申告書は、千葉西税務署へ送付できます。必ず郵便でお送りください。受付印が押された申告書の控えが必要な人は、記入済みの申告書の控え(2枚目)と、返信先を記入して切手を貼った返信用封筒を同封してください。

野焼きは法律で禁止されています

野焼きは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。燃やすことで、有害物質を含む煙が発生したり、火事になったりする恐れがありますので、行わないでください。

ただし、どんど焼きなどの慣習上の行事や農業で発生した稲わらや剪定枝の焼却、落ち葉焚きなどの日常生活上行われる軽微なものは例外として認められています。苦情などがあつた場合は行政指導の対象となりますので、行う場合は、近隣の住民に迷惑がかからないようにしてください。

コース	該当地域	指定袋使用		資源物		コース	該当地域	不燃ごみ	可燃ごみ	資源物	紙類		
		不燃ごみ	可燃ごみ	資源物	紙類								
2月の資源物・ごみ収集日 平日9時～16時30分(祝日を除く) 粗大ごみ受付専用電話 047(483)4506 (収集依頼受付・要予約)	大和田(成田街道南側)、萱田町(成田街道南側)、村上(3200・3300・3500番台の成田街道南側)、大和田新田(県道幕張八千代線より東側)、高津(県道幕張八千代線より東側)	3 第1火	17 第3火	月・水・金 11日は休み	木	土	9	萱田町・萱田・大和田(成田街道北側から東葉高速線南側)、村上(成田街道北側で新川西側)、大和田新田(300・400・500・700番台の成田街道北側から東葉高速線南側)、ゆりのき台1・2丁目	5 第1木	19 第3木	月・水・金 11日は休み	火	土
	八千代台北	10 第2火	24 第4火	月・水・金 11日は休み	木	土	10	高津(県道幕張八千代線より西側)、高津東、大和田新田(100・200番台の成田街道南側で県道幕張八千代線より西側)	12 第2木	26 第4木	月・水・金 11日は休み	火	土
	八千代台西、八千代台南	17 第3火	3 第1火	月・水・金 11日は休み	木	土	11	高津団地、大和田新田(1～99番地の成田街道南側)	19 第3木	5 第1木	月・水・金 11日は休み	火	土
	八千代台東	24 第4火	10 第2火	月・水・金 11日は休み	木	土	12	大和田新田(900・1000・1100番台の成田街道北側から東葉高速線南側)、緑が丘2～4丁目	26 第4木	12 第2木	月・水・金 11日は休み	火	土
	上高野	4 第1水	18 第3水	火・木・土	金	月	13	勝田台	6 第1金	20 第3金	火・木・土	水 11日は休み	月
	村上団地	11 第2水	25 第4水	火・木・土	金	月	14	勝田台南、勝田、ゆりのき台3～8丁目、麦丸、萱田町(500番台を除く東葉高速線北側)、萱田(東葉高速線北側)	13 第2金	27 第4金	火・木・土	水 11日は休み	月
	村上(新川の東側)、下市場、村上南、勝田台北	18 第3水	4 第1水	火・木・土	金	月	15	大和田新田(東葉高速線北側)、吉橋、尾崎、緑が丘1・5丁目、萱田町(500番台の東葉高速線北側)	20 第3金	6 第1金	火・木・土	水 11日は休み	月
	神野、下高野、堀ノ内、保品、米本団地、米本	25 第4水	休み 第2水	火・木・土	金	月	16	大学町、真木野、小池、佐山、平戸、神久保、島田台、島田、桑橋、桑納	27 第4金	13 第2金	火・木・土	水 11日は休み	月

◆お問い合わせは、フリーダイヤル(483)4521へ
清掃センター☎(483)4521へ